

第3回入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成24年2月15日(水)
午後1時30分～午後3時35分
2. 開催場所 高浜市役所 地下 教養室
3. 出席委員 委員長 児玉善郎(大学教授)
委員 丹羽重則(元市収入役)
委員 奥野暁(土地家屋調査士)
委員 吉田利美(市民代表)
4. 事務局職員 内田グループリーダー、杉浦主査、松崎主任
5. 議事概要

(1) 平成23年度 後期入札案件検討について

検討案件について

- | | |
|-----------------|----|
| 1) 平成23年度後期入札案件 | 7件 |
| 内 指名競争入札案件 | 3件 |
| 条件付一般競争入札案件 | 4件 |

主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>(1) 平成23年度後期入札案件について</p> <p>① 点字プリンター (物品：指名競争入札)</p> <p>○ 予定価格作成時に業者から参考見積りを取りましたか。</p> <p>○ 予定価格はどのように定めますか。</p> <p>○ 指名業者の選定はどのように行いましたか。</p> <p>○ 指名業者は、5人以上選定しなければいけないのですか。 市内業者での入札又は見積もり合わせは出来ないのですか。</p> <p>○ これは、既存の点字プリンターの機種が古くなったので更新ということですか。</p>	<p>○ 業者から参考見積りを取りました。</p> <p>○ 業者から参考見積書を徴収し、仕様・価格を比較検討し予定価格を定めています。</p> <p>○ 入札参加業者数は、規則で金額区分による選定者数が必要ですので、入札参加資格申請登録業者一覧から取扱い業者を調べ、できる限り市内業者を優先的に選定し、不足数については、近隣市で取扱える業者を選定しました。</p> <p>○ 高浜市の基準の中で、競争性を確保するため、この案件のようなケースは、指名業者として5人以上を選ぶということになっています。競争性と地元優先の均衡の中で、現在は5人以上の選定枠を設けているということです。 また、この案件を入札ではなく見積り徴収で実施できないのかとのご質問ですが、80万円以上の物品購入は、法令の定めで競争入札に付さないといけないということになっています。</p> <p>○ 現在使用の物が10年以上使用しているので更新しました。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>物品購入で落札率が100%の案件で、参考見積りの徴収において複数者からの見積り徴収をするなどにより、競争性が保たれるような工夫が必要と考えられる。 今後の同種の入札対応のあり方について注視していくこととした。</p>	

<p>② 市民後見人要請研修事業委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○市民後見人を養成するというのは、講師の派遣ということですか。</p> <p>○ 入札金額に相当の差がありますが状況が分かりましたらお願いします</p> <p>○ 2番目の業者の額と他の業者は倍近く違う。安かろう、悪かろうでは困ると感じます。2回、3回開催した内容や講師の質はどうでしたか。</p> <p>○ この種の研修会の開催は、初めてですか</p> <p>○ 指名競争入札ですが、入札参加者の基準が5人以上で、応札した業者が3者ですが、5者選定し、指名通知をしているのですか。 3者しか該当業者がいなかったのです</p>	<p>○講師の派遣と研修運営を委託します。</p> <p>○ 仕様書の内容ですが、外部講師による研修が20回、40時間ということで示させていただいております。それぞれの積算根拠は分かりません。</p> <p>○ 本事業受託者には研修のカリキュラムを明示して、その内容に沿った研修講師の派遣をコーディネートするようにお願いしました。その結果、大学の教授、医師、弁護士などが講師として派遣されることとなっており、講師の質は担保されていると考えています。</p> <p>○ 初めてです。 今回、国の補助事業で全国の40程の市町が実施しています</p> <p>○ 登録業者の中で、この業務の対応可能業者を調べていきますと3者しかなかったということです。 原則5人以上必要なのですが、対応可能な業者を指名しており、この場合は対応可能業者が3者だったということです。</p>
<p>【審議結果】 入札参加業者の少なさは、委託内容の特殊性により指名対象業者に制約のあったことを確認した。 研修事業の内容、質は担保されており、とくに問題はないと判断した。</p>	
<p>③ 道路調査測量設計業務委託（市道港線 (第1工区)) (コンサル：指名競争入札)</p>	

<p>○ 去年も同種の業務を行っていますが、前回の落札率は分かかりますか。</p> <p>○ 指名するときに前回の落札業者を外して指名することは出来ますか。</p> <p>○ 指名通知はどのように行っていますか。 公表もしているのですか。</p> <p>○ 予定価格の事前公表は、絶対に行わなければいけないのですか。</p>	<p>○ 平成23年8月に道路調査測量設計業務委託、市道港線発注しています。 落札業者は今回と同じ業者が落札しており、落札率94.7%です。</p> <p>○ 一般的に前回の落札業者は、指名される傾向にあります。</p> <p>○ 過去の指名競争入札では業者を公表したこともありますが、今は、電子入札で行っていますし、指名業者を公表していません。</p> <p>○ 過去には、事後公表というもありましたが、予定価格を知ろうとする不正防止のため、事前公表という流れにあります。 国においては予定価格の事前公表は法令上できないことになっているので、国の事前公表という制度はありません。 地方自治体は特に法令上の制約がないので、事前でも事後でもどちらでも出来ます。その中で公表した予定価格が目安になって応札されると、見積りの努力が損なわれるなど弊害がある場合は、事後の公表も考えなさいというような通知も出ています。しかし、事後公表にすると、予定価格を知ろうと思って職員と接触するなどの不正行為が発生することが一番心配なところです。 県内各市の例を見ましても事前公表が一般的です。</p>
--	--

【審議結果】

コンサル業務委託に於いては、委託内容に特性はあると思うが比較的高い落札率になっているように思える。

予定価格の事前公表により高い落札率を生むことに影響があるようであれば、今後、予定価格の事後公表についても各市の状況を確認し検討を行うことも必要となる。

今後も同種案件について注視することとした。

④ 人形小路整備工事

土木（条件付一般競争入札）

○ この案件は、低入札価格有、失格判断基準価格有となっています。

低入札調査価格と失格判断基準価格は同額ですか。

失格判断基準価格は、公表されていますか。

○ 設計金額ですが、人形小路の二つの工事をそれぞれ2者が落札していますが、設計金額を比較すると倍ぐらいの違いがあります。工事内容にそれほど差があるように思えないのですが、何か違いがあるのですか。

○ 失格判断基準価格が「有」という意味は、どのような制度か業者は分かっていますか。

○ 労務費ですが、愛知県の最低賃金価格を下回ってしまうとか、それもチェックをしていますか。

○ 低入札調査基準価格は、予定価格の10分の7から10分の9の範囲の中で定めるとい形になっています。

失格判断基準価格は、個々の設計の積算から算定しますので、予定価格に対する一定の率により算定する額とは異なります。それぞれの工事案件により算定率が変わってきます。

失格判断基準価格は非公表としています。

○ 工事の設計金額の違いは、道路の幅、延長の違いや使用する機械の選定によるものと思われます。いずれも、愛知県の工事の積算方法で設計を行っています。

○ 事前に失格判断基準価格の設定がされていることを公告文に公表をしています。また、事前に業者への説明会を開催して内容説明をしています。

○ 労務関係については、関係法令を必ず遵守して労務関係法令に違反することがないという誓約書を、低入札の場合は合わせて提出してもらい、確認するようにしています。

【審議結果】

市内業者が健全に経営していく上では、低入札案件が続くことは好ましいことではない。

応札業者数が少ないのは低入札になることが分かっているから応札しなかったのか、また、低入札になる原因は土木工事案件が少ないことによる各社の競争激化の現れなのかなどについて、引き続き注視していくこととする。

<p>⑤ 碧海グランドナイター施設改善工事 (電気工事：条件付一般競争入札)</p> <p>○ 同種の改修を行った例はありますか。</p> <p>○ ナイター施設改善工事の内容は、照明灯の取替工事ですか。</p> <p>○ 2, 500万円未満の工事ですが、失格判断基準価格の設定の「ある」「なし」は、どのように定めていますか。</p> <p>○ 最低制限価格と低入札調査価格の違いは何ですか。</p> <p>○ 失格判断基準価格制度は、一般的にある制度ですか。</p>	<p>○ 碧海グランドナイター設備が初めてです。</p> <p>○ 保守業者より、大きな雷があり漏電した場合に、現状のままでは近隣の住宅に漏電が流れて停電の影響があるという指摘により改修を行うことにしたものです。</p> <p>○ 入札制度の見直しを10月に行いました。9月中に公告をした2, 500万円までは低入札調査価格で行い10月以降で公告した案件は新基準で対応しました。2, 500万円までは最低制限価格制度で行いました。その違いです。</p> <p>○ 最低制限価格制度はその価格を下回ったら、即失格です。 低入札調査価格制度は一定価格を下回ったら即失格ではなく、一回調査した上で、履行が確保されるのであれば落札という使い分けです。</p> <p>○ 最近設けられている制度です。 ダンピング防止のため最低制限価格とか低入札価格制度を設けて防止を図っています。ダンピング防止を図るために失格判断基準を設けていて、最近各市町において設けられる流れにあります。高浜市だけではなく他の市でもこういった制度を設けています。</p>
<p>【審議結果】 電気工事の落札率の高止まり傾向については、応札業者が少なく、落札業者が特定化していることが一因とも考えられるので、引き続き応札状況を注視することとした。</p>	

⑥ 配水管布設工事（23-13工区）
配水支管布設工事（23-14工区）
（水道施設工事：条件付一般競争入札）

○ 予定価格の額がかなり違いますが、同じ工区で、低い方は6者、高い方は4者の応札がありますが、低い額の応札業者は高い額への応札資格がないのですか。

○ 低い額の工事は、同額の応札になって「くじ」になったということですか。

○ それぞれの応札額で最低額と最高額のひらきについて、高額の場合は、低額案件よりも数倍金額の開きがありますが、この差は、設計金額の違いによるものですか。

○ 後期の案件の中で「くじ」になったのは、この1件だけですか。

○ 高額な案件なのに入札業者が少ないですが、全部の業者に連絡するのですか。

○ 年度末となり手持ち工事により高額の場合への応札を控えたことは考えられないか。

○ 応札資格はありますが、応札されなかったのです。

○ 応札金額が同額でしたので、入札システムにより「くじ」での落札となりました。

○ 設計金額自体の大きさの違いにもよります。

また、水道工事自体が同じような工事内容になっていてパターン化されているのは確かだと思います。

特に少額な案件ですと積算もしやすいのかと思います。

○ 後期は、この案件だけです。

○ 条件付一般競争入札案件なので、指名競争入札案件とは異なります。業者は入札案件が公告されている事を自分で確認して条件に合えば誰でも入札できるということです。今回の案件は、公告しても応札業者が少なかったということです。

○ 下水道工事に伴う配水管布設工事も発注していますが、そのような事はないと思います。

【審議結果】

水道工事は比較的に入札参加者が多い中、応札者数が4者と6者と異なった。応札業者が多い案件では、低い落札率で同額となり「くじ」となった。一方、応札者が少ない案件では、高い落札率となっている。なぜ、このような状況になるのかわからない部分がある為、今後も同種工事の入札状況について、注視することとした。

